

事 務 連 絡
平成 28 年 6 月 23 日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当 御中

消費者庁消費者政策課
消費者庁消費者安全課

「美容医療サービスにみる包茎手術の問題点」の送付について（依頼）

平素より消費者の安全・安心の確保に向けてご努力いただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

美容医療サービスの施術に関する相談について、男性の契約当事者から寄せられる相談の約半数が包茎手術に関するものであり、また、相談数の大きな減少がみられないこと等を踏まえ、包茎手術に関する正しい医療情報を提供するとともに、消費者への注意を喚起するため、今般、「美容医療サービスにみる包茎手術の問題点」（別紙参照：平成 28 年 6 月 23 日独立行政法人国民生活センター）が公表されました。

美容医療サービス等については、これまでも、衛生主管部局への情報提供や消費者に対する衛生主管部局の相談窓口の紹介などの適切な御対応を依頼してきたところですが、改めて関係通知等をご確認いただき、引き続き、適切な対応をお願いいたします。

また、今般の報道発表資料等を活用し、美容医療サービスの施術に関する消費者への注意喚起等に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

（関係通知等）

- ・ 「消費者から寄せられた美容医療サービスによる健康被害等に関する情報への対応について（依頼）」（平成 28 年 1 月 7 日付け消安全第 368 号通知）
- ・ 「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等に関する質疑応答集（Q&A）の送付について」（平成 28 年 4 月 13 日付け消安全第 111 号消費者庁消費者政策課・消費者安全課連名通知）

<問合せ先>

消費者庁消費者安全課 高瀬、小林
TEL：03-3507-9137（直通）